

安全・安心で持続可能な未来のための
社会的責任に関する研究会
欧州ヒアリング調査報告

平成20年3月6日

目次

1. ヒアリング概要.....	2
2. ヒアリング結果の総括.....	3
(1) 欧州における CSR 推進動向と官民の役割.....	3
(2) 欧州マルチステークホルダーの評価.....	3
(3) 日本への示唆.....	3
3. 各機関のヒアリング結果(詳細).....	5
(1) EIRIS (Ethical Investment Research Services).....	5
CSR 推進における官民の役割について.....	5
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	7
(2) Le Label Social.....	8
ベルギーのソーシャル・ラベルの最新状況.....	8
欧州におけるその他のラベルの評価と今後の取り組みへの示唆.....	10
ベルギーにおける CSR 推進の取り組み.....	10
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	11
(3) European Commission Enterprise and Industry Directorate-General.....	12
欧州委員会における CSR 推進の役割.....	12
CSR 推進における官民の役割について.....	12
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	13
(4) European Commission Employment, Social Affairs and Equal Opportunities DG.....	15
CSR 推進における官民の役割について.....	15
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	15
(5) ORSE (L’Observatoire sur la responsabilité sociétale des entreprises).....	16
フランスでの取り組み.....	16
CSR 推進における官民の役割について.....	18
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	19
(6) Euro-sif.....	20
欧州での取り組み.....	20
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	20
(7) CORE Coalition.....	21
CSR 推進における官民の役割について (自主的取り組みの限界と制度化の必要性)	21
.....	21
欧州での取り組み.....	22
円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆.....	22

1. ヒアリング概要

(1) 期間

2007年12月5日(水)～2007年12月7日(金)

(2) 往訪者

株式会社日本総合研究所 総合研究部門 主任研究員 岡元真希子

(3) ヒアリング先(往訪順)

EIRIS (Ethical Investment Research Services) / CSR 調査・評価機関

Le Label Social / 政府機関(外郭団体)

European Commission Enterprise and Industry Directorate-General(欧州委員会 企業産業局) / 行政

European Commission Employment, Social Affairs and Equal Opportunities Directorate-General (欧州委員会 社会雇用局) / 行政

ORSE (L'Observatoire sur la responsabilité sociétale des entreprises) / 産業界団体組織

Euro-sif / SRI 推進団体組織

CORE(Corporate Responsibility) Coalition / 市民活動団体、労働組合、大学、政府関係者等が参加する横断的団体組織

(4) ヒアリング項目

CSR 推進における役割について

欧州での円卓会議の評価

今後日本で円卓会議を実施するに当たっての示唆

社会的責任に関する取り組みについて

2. ヒアリング結果の総括

(1) 欧州における CSR 推進動向と官民の役割

- ・ 法制化・規制による推進は自発的な取り組みであるべき CSR にはそぐわない〔欧州委員会 企業産業局・社会雇用局〕
- ・ 2006 年に「欧州 CSR アライアンス」を立ち上げ、問題意識のあるステークホルダーが集まってラボラトリーと呼ばれる単位で活動している。〔欧州委員会 企業産業局・社会雇用局〕
- ・ 企業の情報開示についても、一律の基準を定めるよりも企業の裁量に任せるべきである。企業に対する情報開示のプレッシャーは、政府の規制よりも、他の企業や消費者からかけられるべきである。特に、他の企業からの peer pressure や、投資家のプレッシャーが重要である。〔欧州委員会 社会雇用局〕
- ・ 企業が自主的な取り組みを、NPO が制度化を求めるという二項対立の段階をすぎて、現在は CSR 推進のアプローチの幅を持たせ、制度化すべき基礎部分と、先進企業が自主的に取り組む頂点部分からなるピラミッドのイメージが共有されつつある。〔CORE Coalition〕

(2) 欧州マルチステークホルダーの評価

【肯定的な評価】

- ・ 円卓会議は、異なる立場のステークホルダーが一堂に会するというだけでも意味がある。〔Eurosif〕

【否定的な評価】

- ・ 「謎に包まれたプロセス」で各団体の代表は「いつもと同じメンバー」であり、CSR や SRI の関係者がほとんどいなかった。〔EIRIS〕
- ・ 各界の代表者が参加したが、上層部の人間ばかりだと、手元に下りた議論ができない。最後は自分たちが取り組むアクションに落とせるように実務者が参加すべきである。〔Le Label Social〕
- ・ 労働組合や NGO にとって、フラストレーションがたまるプロセスであった。これは議決の仕方が民主主義的でなかったことも理由である。〔ORSE〕

(3) 日本への示唆

【参加者に関して】

- ・ 各界の代表者を集めた大きな会議と、関心の高いメンバーによる小さな会議を設けるのが有効なのではないか。小さい会議は議論を前進させる会議であり、大きい会議では新しいアイデアは出にくいかもしれないが、小さい会議の決議事項に承認を与えて実効力を持たせる役割を持たせる。また専門家をファシリテーターに任命すべきだ。〔EIRIS〕
- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムでは、同じ団体でも出てくる人が異なったり、グッドプラクティスを学ぶためのゲストスピーカーなどが多かったりした。毎回参加者が変わり、腰を据えて議論をしづらかった部分はある。〔欧州委員会 企業産業局〕

- ・ 円卓会議には、各界の代表者による会議と、関心が高い人の会議の 2 つを並行して実施してはどうか。関心が高い人の会議では、企業の代表であっても、企業の CSR 担当者としてはどうか。〔欧州委員会 社会雇用局〕
- ・ 大きな議論にすることによって、企業を巻き込み、適切な制度を作ることができる。賛成する人だけで検討をしても、成果を社会で共有できず、信頼性・実効性が低くなる。成果を最大化するためにも多様な主体が参加することが重要である。〔ORSE〕

【運営に関して】

- ・ 円卓会議は舵取りが重要であり、それは政府の役割ではないか。〔Le Label Social〕
- ・ 主催者(欧州委員会や日本政府など)が目標を注意深く設定することが重要である。そのためメンバーを選定し、議論の途中で目標が揺らがないようにすることである。〔欧州委員会 企業産業局〕
- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムでは欧州委員会は強いファシリテーターとしては機能せず、一步下がっているような位置にいた。逆にフランスではグルネルが一定の成果を上げたが、これはサルコジ大統領がひっぱったことが重要な要因である。モデレーターは政府であっても、第三者であってもよいが、必要に応じてプレッシャーを与えたり、なだめたりする機能が求められる。〔Eurosif〕

【ゴールに関して】

- ・ フランスはグルネルの成果の一部を法制化につなげているが、必ずしも法制化を目指す必要はない。法制化以外の方法として、監査・監督の仕組みづくりという方法もある。一堂に会することによって意識を高め、企業同士のピア・プレッシャーが強まるのも大きな推進力である。また、セクターごとのイニシアチブを尊重し、業界団体ごとに基準を作らせるように促すことも有効である。あるいは、権威のある主体から授与される称号や表彰という方法もある。〔ORSE〕
- ・ 民の自発的取り組みを官が支援する(assisted voluntary)ぐらいでも日本の企業は真面目なので従うのではないか。〔EIRIS〕

3. 各機関のヒアリング結果(詳細)

(1) EIRIS (Ethical Investment Research Services)

団体名	EIRIS (Ethical Investment Research Services)
日時	2007年12月5日(水)10:00～12:00
所在地	80-84 Bondway London SW8 1SF
担当者	Peter Webster, Executive Director
団体概要	非営利団体として1983年に立ち上げられた調査機関であり、社会・環境・倫理面における企業のパフォーマンスを調査、投資信託・基金に情報を提供している。現在イギリスのSRI・基金の6割がEIRISの情報を判断基準として利用している。教会や慈善団体が投資をするときの判断基準を提供するために立ち上げられた機関のため、社会・倫理面の調査項目が詳しく、軍事、タバコ、アルコール、原子力、動物実験、遺伝子組み換え、ポルノグラフィ、妊娠中絶などについても把握している。

CSR 推進における官民の役割について

a) 社会的責任投融資

- ・ イギリスの年金基金は環境・社会・倫理に関わる運用ポリシーの開示が義務づけられたが、ポリシーの内容については各基金の裁量が認められている。そういう意味で、規制といってもゆるやかなものである。内容の自由があるといっても、結果から見ると基金の75%は社会的責任についてポジティブなポリシーを設定しており、緩やかながら効果があったといえる。ただ、現行の年金運用の基準開示制度は1回限りのプロセスであり、見直しが不要なため、10年でも使い続けられる。今後は見直しを義務付けるべきである。
- ・ 年金の運用について EGS 要素に配慮する度合いは国によって異なる。フランス、ノルウェー、スウェーデンなどで仕組みがある。大きい規模の金が動くことで他の資金もついてくる。長期間運用する年金の運用に際し、将来的に非倫理的な行動を取ろうとする企業を外すということは理に適っている。例えばウォルマートは問題が発生しても対応しようという意思が見られないため、ノルウェーの年金基金はウォルマートを投資先から外した。フランスの年金運用の基準は厳しいがプロセスの透明性を維持しており高く評価できる。
- ・ 年金運用で ESG 要因を考慮することは2つのメリットがある。

1) ESG に関する関心を高め、(年金以外の投資についても)評価の精度が高まる。

2) 企業にとって ESG の側面に取り組むことを奨励する

ESG へ配慮することは、投資家が企業を信頼して投資する一般的な環境(general climate)を作り出すことである。エンロンやワールドコムのスキャンダルの際にこれらが例外なのではなく、どこの企業も多かれ少なかれ不正を働いているのではないかという疑心が投資家に生まれ、投資が冷え込んだ。しかし社会全体が ESG 要因に配慮し、スキャンダルの発生するような企業を孤立させ、例外であるとみなすことが企業の信用回復に役立つ

b) 社会的責任購入・調達

- ・ 社会的責任調達を行うことが必ずしもコストの上乗せにつながるとは限らない。調達において ESG 要素に配慮することはリスクを減らすことであり、費用対効果に見合う。マークス&スペンサーは倫理的な調達(ethical trade)と適正な価格(good price)を両立していると評価されている。
- ・ 調達において課題になる労働の倫理面の問題(Ethical Labor Issues)は、消費者の意識と大きく関係がある。そういう意味で鉱業よりも日用品・消費財を扱う小売業の方が意識することになる。労働の問題は、一社では解決しきれない大きな社会的課題を反映していることも多い。例えば多くのチョコレートが産出される西アフリカに対し、複数の企業が課題に対応するべく倫理的な調達を心がけている。消費者に対しても、倫理的な調達をしていることを訴えている。ただ、「倫理的な消費者」といっても、常に倫理的になれるわけではなく、時折気にかかるという消費者が中心的だろう。
- ・ TESCO では商品にカーボン・フットプリントの印を付け始めた(始める)ようだが、その成果はまだ明らかではない。消費者にとって分かりやすい印にすべきだが、あまりに単純化してラベルにすることには批判もある。また、National Consumers Council の Penny Shepherds(氏名要確認)の研究によると、消費者は情報が多すぎると判断できないという結果が出ており、ラベルのつけすぎ Over Labelling が問題になっている。

c) 社会的責任を促進する情報開示

- ・ 2006 年会社法の改正にあたっては、CBI(イギリス産業協議会)や年金基金、調査機関などあらゆるステークホルダーが参加して、実現可能な情報開示について検討した。革新的な意見を主張するステークホルダーはさらなる開示を求めたが、すべての企業が遵守できることを優先して折り合いをつけた。
- ・ 成立した会社法の情報開示基準は検討していた OFR(Operating and Financial Review)よりも緩やかな基準である。緩やかになった理由は、実際のところは分からないが、推測ではゴードン・ブラウン首相の側近がレビューをしたときに、EU で求められている開示レベルよりも上乗せ adding extra していると指摘したことが原因なのではないかと考えている。企業の中には、ここまで検討を重ね、この内容で開示する準備をしていたのに、緩やかになってしまったことを残念に思っている企業もいる。もちろん企業の裁量で上乗せした情報開示をすることはできる。しかし評価機関にとっては、開示する企業としない企業が混在すると比較が困難になるため、開示が遅れるというデメリットがある。
- ・ 日本の環境省の環境情報の開示のガイドラインは必須でないが、企業は真面目に受け止めて報告書に反映されている。EIRIS では企業の環境パフォーマンスについて、環境へのインパクトが大きい企業(例:化学など)、中程度の企業(例:製造業など)、小さい企業(例:ソフトウェア産業など)に分けて環境報告について分析している。環境へのインパクトが大きい企業できちんと報告する傾向はどこの国の企業にも見られるが、中程度の企業でもきちんと報告しているところが日本企業の特徴である。

d) 社会的責任を促進する普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング

- ・ 英国において ETI (Ethical Trading Initiative)の取り組みは成功している。企業が一対一でステークホルダーと話すのは負担が大きい、話し合いの場を提供している ETI に参加することで容易に多様なステークホルダーの意見を聴取することができる。ETI は民間のイニシアチブであるが政府の補助も入っている。
- ・ UNPRI は毎年の報告を義務付けており、見直しのきっかけを提供している。
- ・ 欧州の中で、英国やドイツは NGO など市民のステークホルダーからのプレッシャーが大きい、フランスは公的制度の枠組みが強い。
- ・ UKSIF では、2008 年 5 月に第 1 回 National Ethical Investment Week を開催し、すべての人が投資にあたって環境によいあるいは倫理的な選択肢を考慮することを促進していく。
- ・ UKSIF では、流通経路 distribution channel についてラベルを付与することを検討している。商品ではなく流通経路にラベルをつけようという点が新しい。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムは「謎に包まれたプロセス(mysterious process)」だったと感じている。企業や労働組合の代表は「いつもと同じメンバー」であり、CSR や SRI の関係者がほとんどいなかった。
- ・ 日本で円卓会議を設けて検討する場合、各界の代表者を集めた大きな会議と、関心の高いメンバーによる小さな会議を設けるのが有効なのではないか。小さい会議は議論を前進させる会議であり、大きい会議では新しいアイディアは出にくいかもしれないが、小さい会議の決議事項に承認を与えて実効力を持たせる役割を持たせる。
- ・ いずれにしても円卓会議においてファシリテーターの役割が重要であり、注意深く選定すべきである。任期付きでもかまわないので、専門家 experts をファシリテーターとして任命することが成功につながりやすい。例えば UK Social Investment Forum では Peter Askins*がキーパーソンとして活躍したことで成功につながったといわれている。
- ・ 日本の企業は真面目なので、政府主導で強制しなくても、「支援された自主的取り組み assisted voluntary」の仕組みぐらいでも、従うのではないか

* Department for Work and Pensions

(2) Le Label Social

団体名	Le Label Social
日時	2007年12月6日(木)10:00～11:30
所在地	Anspachlaan 1 – 14de verdieping, bureau 20 - B- 1000 Brussels
担当者	Ms. Isabelle Martijn,
団体概要	政府機関(外郭団体)としてソーシャル・ラベルの認証を行っている機関。
入手資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ The Belgian Social Label “The first government label which guarantees overall dignified production! Something for you?” (小さいパンフレット) ・ ICSD “Reference framework CSR in Belgium”, 29 March 2006(A4 ブックレット)

ベルギーのソーシャル・ラベルの最新状況

a) ソーシャル・ラベルの立ち上げのイニシアチブ

- ・ 7～8年前に議会の中で障壁を高めることなく、商取引の社会的責任を高められないかという意見があり、ワーキンググループが立ち上げられた。そのワーキンググループの中で検討したきっかけ、企業ではなく、商品にラベルを付与すべきだと結論づけられた。
- ・ 議会での議論に4～5年、法律制定に1年かかった。

b) 適用商品

- ・ ソーシャル・ラベルを適用している商品は6品目にとどまっている。

企業名	商品名	有効期限	業種/商品の概要
Ethias Assurance	Ethias Habitation	2009年7月まで有効	住宅保険
Randstad Belgium	Interimwerk	初回は2003年11月～2006年11月 更新しており現在有効	人材派遣・紹介
Carrieres du Hainaut	La Pierre Bleue du Hainaut	初回は2004年5月～2007年5月 更新しており現在有効	鉱石
Carrieres de la Pierre Bleue Belge NV	La Pierre Bleue du Hainaut	2005年1月～2008年1月	鉱石
Lithos NV	(固有名詞は不明)	2005年3月～2008年3月	電機プラグ
OIVO	(固有名詞は不明)	2007年3月～2010年3月	消費者リサーチ

c) ソーシャル・ラベル取得の効果

- ・ 取得のプロセスのなかで、生産チェーン(production chain)の全体を見直すことになる。
- ・ チェック項目はILOの労働基準の8つの原則であり、基本的なことであるため、難しい要求をしているわけではない*。
- ・ Ethias 社では、CSR の取り組みの取っ掛かりとしてソーシャル・ラベルの取得に取り組んだ。取得までのプロセスを通じて、社内でディスカッションをする機会を得て、倫理的な基盤を築くためのファーストステップになったと考えている。
- ・ RANDSTAD はすでに SA8000 の認証を取得しているが、ソーシャル・ラベルがベルギー政府の認証であること、すでに一度やっているプロセスで、取得の負荷が大きくないことなどがら取得したと聞いている。

d) ソーシャル・ラベル取得の障壁

- ・ ソーシャル・ラベルの取得には、企業によるばらつきはあるが、約1年かかることが多い。
- ・ ラベル取得に係る費用の一部は政府から補助が出るが、かかる費用は企業によって大きく異なる。生産チェーン(production chain)が短い製品(例:人材派遣、保険、鉱業)であれば全体像を把握するのは負担が小さいが、長い製品(例:グアテマラの中小規模のコーヒー農園において生産 グアテマラのバイヤーによる買い上げ 海運会社による輸送 欧州企業による購入 焙煎会社による焙煎 欧州の卸売り企業 欧州の小売企業)の場合、チェーン全体を把握すること自体、負荷が大きい。
- ・ もともと企業がどれだけサプライチェーンを把握しているか、既存のモニタリングの仕組みがどれだけあるかによって大きく変わる。
- ・ これまでラベルを取得できなかった例としては、トルコのクルド人地区が生産チェーンの一部

* 基本的なILO条約

第29号 強制労働条約(1930年) あらゆる形態の強制労働の廃止を求めるものですが、兵役、適正な監督のもとにある囚人労働、戦争、火災、地震といった緊急時など、いくつかの適用除外が認められています。

第87号 結社の自由及び団結権保護条約(1948年) すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めるとともに団体が公の機関の干渉を受けずに自由に機能するための一連の保障を規定します。

第98号 団結権及び団体交渉権条約(1949年) 反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定します。

第100号 同一報酬条約(1951年) 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一の給与及び給付を求めるものです。

第105号 強制労働廃止条約(1957年) 政治的な圧政もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁または差別待遇の手段として何らかの形態の強制労働を用いることを禁止するものです。

第111号 差別待遇(雇用及び職業)条約(1958年) 人種、肌の色、性、宗り、政治的見解、国民的出身または社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求めるものです。

第138号 最低年齢条約(1973年) 児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定するものです。

第182号 最悪の形態の児童労働条約(1999年) 奴隷労働および類似の慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃を確保する即時の効果的な措置を求めるものです。

にあり、その問題をクリアできなかった場合などである。また、問い合わせがあっても、取得に係るコストが高すぎて断念しているところが 20 か所ぐらいあった。

e) 現状の評価

- ・現在の取得品目数は少ないとは感じている。品目数が少ないために、消費者に対してラベルの付与された商品を選んでほしいといった、キャンペーンをすることができずにいる。消費者の認知度が上がらないので、企業の取得意欲も高くないというのが実情である。また、ソーシャル・ラベルは役所の管轄だが、役人はセールス・マーケティングがあまり得意でないため、プロモーションが弱い可能性もある。
- ・前政権では、環境ラベル、安全性ラベル、フェアトレードなど既存のラベルを統合しようという取り組みがあったが、政権交代により中断している。また、平等/ダイバーシティラベルというのは、ベルギーの中でもワロン州で行われているものである。連邦政府の取り組みと、州政府の取り組みの違いも課題である。

欧州におけるその他のラベルの評価と今後の取り組みへの示唆

- ・ドイツ、オランダ、スウェーデンですでに力のある環境ラベルがあるため、ヨーロッパ・エコラベルの取り組みは弱く、失敗した。
- ・ベルギー企業で SA8000 を取得している企業が 2 つしかないが、例えばイタリアでは政府の調達基準として SA8000 の認証を条件としているため、多くの企業が取得している。
- ・ソーシャル・ラベルを成功させるためには、消費者との対話や国際的な基準(WTO の貿易障壁にあたらぬことなど)に照らして適確な基準 criteria を設定すること、策定のプロセスにステークホルダーが参加すること、十分な数の企業が市場にいることが不可欠である。
- ・政府が認証するのであれば、政府がその商品が正当な労働の上に生産されているということを保証することである。そういう意味では基準・審査を厳しくしなくてはならない部分がある。しかし一方で、取得のしやすさも重要である。例えば製品の製造工程の一部が中国にある場合、組合の自由がないので取得が困難になる。しかし、企業内の規定として団結の自由を保障したり、本国の労働組合にアクセスできるようにするなどすれば、団結可能であると判断するなどである。

ベルギーにおける CSR 推進の取り組み

- ・連邦政府に持続可能な発展に関する省庁横断委員会(Interdepartmental Commission of Sustainable Development)があり、持続可能な発展に関する政策を協議している。4 年ごとにアクションプランを策定しており、第 2 期が 2005 ~ 2008 年である。
- ・2006 年 3 月に持続可能な発展に関する省庁横断委員会が報告書『ベルギーの CSR に関する参照枠組み』(Reference Framework: Corporate Social responsibility in Belgium)という報告書を取りまとめた。同報告書では CSR を「持続可能な社会のために企業が取ることができる責任」と定義している。そして、「状態ではなくプロセスであること」「自発的な取り組みである

こと」「経済・社会・環境への配慮を統合した形で一貫して事業・経営の中に取り入れること」「ステークホルダーとの対話や相談によること」が強調されている。また CSR は法制度や規制を代替するものではなく、ステークホルダーとの対話が社会との対話を代替するものではないこと、透明性が鍵であり、長期的視点に立つこと、中小企業にも取り入れること、国際的側面があること、重荷となるとは限らないこと、透明性に加えて第三者の認証が望ましいこと、サプライチェーンへのアプローチから始まること、SRI が CSR 促進の梃子となること、CSR を推進するさまざまなツールがあることなどを指摘している。

- ・『ベルギーの CSR に関する参照枠組み』の中で政府の役割として 6 点が挙げられている。
 - a) 立法・監督する機関であり、自発的な取り組みと合わせて必要に応じた規制をする
 - b) 国内で最大の雇用主であり、雇用主としての手本を企業に示す
 - c) 顧客であり消費者である。調達などを通じて責任ある消費者となる
 - d) PPP の場面で、あるいは事業体の株主として、パートナーであり、その立場から推進する
 - e) 機関投資家であり、公務員の年金運用等において持続可能な基金となることができる
 - f) 国内だけでなく世界において CSR の推進役となる
- ・同報告書で、政府が CSR の取り組みを刺激し、促進し、普及させる役割を果たす方法が 6 点挙げられている。
 - a) 情報提供(大企業だけでなく特に中小企業に対して)
 - b) ベストプラクティス事例の収集と提示
 - c) 企業が CSR に取り組むインセンティブをもたらす
 - d) ステークホルダー達が CSR へのビジョンを語り合うネットワーキングを支援する
 - e) 研究・教育・研修 (例:CSR の取り組みの費用対効果研究など)
 - f) 地域あるいは地方自治体による違いを超えた一律・一貫した質の取り組みを促進する
- ・委員会の下に、CSR のワーキンググループがあり、Beke 氏もその一員として参加している。省庁横断的に 15 ~ 16 人が参加している。
- ・今後の検討課題としては、ベルギーの北部は環境への関心が高く、南部では安全性への関心が高い。また生産チェーンの中では、カーボンニュートラル、人権などもあるが、如何にコミュニティの一員となれるかが課題なのではないか。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

- ・欧州マルチステークホルダー・フォーラムは各界の代表者が参加したが、上層部の人間ばかりだと、手元に下りた議論ができない。最後は自分たちが取り組むアクションに落とせるように実務者が参加すべきである。
- ・円卓会議は舵取りが重要であり、それは政府の役割ではないか。

(3) European Commission Enterprise and Industry Directorate-General

団体名	European Commission Enterprise and Industry Directorate-General Unit 2 International and horizontal aspects of the New Approach, CSR
日時	2007年12月6日(木)13:30～14:30
所在地	100 Rue Belliard, Bruxelles
担当者	Mr. Thomas Dodd
団体概要	欧州委員会で主にCSRを管轄しているのは、社会雇用局と企業産業局である。
入手資料	・ European Commission – Directorate-General for Enterprise and Industry “Opportunity and Responsibility How to help more small businesses to integrate social and environmental issues into what they do” (A4 ホッチキス綴じ)

欧州委員会におけるCSR推進の役割

- ・ 欧州委員会でCSR政策は、企業産業局と社会雇用局の2つの局(Directorate-General)が担当している joint responsibility。その他の局では、CSRと呼んではいないが関係する取り組みをしているところがある。
- ・ 企業産業局では、企業と協力しながら政策を練り、アドボカシー活動をしている。例えばCSRと企業競争力についての研究・提唱は、中小企業の取り組みの促進などである。また、近々、セクター別の取り組みに欧州委員会から補助金を出す仕組みをつくり公募する。同業者組合などの応募が予想されるが、実際に始まらないと分からない。またCSRとイノベーションについても研究・啓発活動を行っている。
- ・ 貿易局(DG Trade)では、商取引・貿易の交渉や対話、ODA や労働・環境などで開発協力をしている点で関わりがある。
- ・ 外交局(DG External Relations)では、人権関係でCSRに関連するといえる。
- ・ 環境局(DG Environment)では、環境管理・環境監査スキーム(EMAS)やエコラベルなど、制度的枠組みを持ってCSRを推進している。
- ・ 消費者保護政策局(DG Consumer Protection Policy)では、誇大広告の規制など消費者保護の取り組みをしている。環境保全にさほど取り組んでいないにもかかわらず、環境にやさしいイメージ広告をしている企業を取り締まったり、消費者の関心を高めるなどの取り組みを今後していく予定である。
- ・ 調査局(DG Research)でも、CSRに関する調査を4本行っており、来年も新規で1本ある。
- ・ 教育は基本的に各国の取り組みだが、教育文化局(DG Education&Culture)では大きな枠組みを作るので、意識を高めていくというのがあるだろう。

CSR推進における官民の役割について

- ・ CSRの促進については、企業が悪事を働かないようにする側面と、良いことをする機会を提

供する側面とがある。ただしあくまでもCSRは自発的な取り組みなのであり、法律は法律なので、規制はCSR促進にはそぐわないと考えている。

- ・ CSRの取り組みをコストと考えている企業は、CSRが事業の外にあり、切り捨てようと思えば切り捨てられると考えている。しかし本当に事業活動の中に根付けば、そのような感覚ではなくなるのではないか。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

a) 欧州マルチステークホルダー・フォーラムについて

- ・ マルチステークホルダーフォーラムについては、2002年～2004年の取り組みについて報告書がまとめられている。市民活動組織と労働組合が促進する立場であったのに対し、企業は保守的であり、CSRの取り組みを重荷であると感じていた。企業寄りの報告書がまとめられるにあたって、NGOは参加しなかったが、労働組合は批判的な立場ながらも最後まで参加した。
- ・ 2002年のMSFに先立ちメンバーを選定したのは欧州委員会であり、通常の委員会と同じように事前に打診をしたりしながら調整した。公募ということはありません。選定にあたっては、企業、企業ネットワーク(商工会議所等)、労働組合、市民活動組織の4者として、企業側が少なくなることは避けた。企業と労働組合の代表を探すのは容易である。これに対し、市民活動組織は、環境・人権・社会などでそれぞれとりまとめ団体を通じて、参加者を調整・選定した。
- ・ 事務局は進行管理するがあくまでも事務局などであり、机の上に提案書を用意することはしなかった。欧州マルチステークホルダー・フォーラムではとても一般的な議論がなされた。グッドプラクティスを共有化しながら、EUで何ができるかについて検討した。事務局はケーススタディの提示をした程度である。
- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムでは、同じ団体でも出てくる人が異なったり、グッドプラクティスを学ぶためのゲストスピーカーなどが多かったため、毎回参加者が変わり、腰を据えて議論をしづらかった部分はある。

b) 今後の欧州委員会の取り組み

- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムは2006年12月に再度開催した。取り組みの進捗についての情報交換などを行ったが、市民活動組織は参加しなかった。
- ・ 2006年に新たに立ち上げた”European Alliance on CSR”では新たに学識経験者やSRI評価機関や銀行などが新たに参加した。ここでは研究所 laboratories と呼ばれる単位で活動している。研究所は手上げ式であり、関心のある企業や関係者が集まって活動するものに対して、欧州委員会で資金面および政治的側面で支援をしている。環境面での効率化、ダイバーシティ、ステークホルダー・エンゲージメントなどのラボラトリーが立ち上がっている。活動内容も欧州委員会で定めているわけではなく、グッドプラクティスの共有を中心に行っているところもあれば、欧州のガイドラインにするような提案をまとめようとしているところもある。

c) 円卓会議への示唆

- ・ 主催者(欧州委員会や日本政府など)が目標を注意深く設定することが重要である。そのためのメンバーを選定し、議論の途中で目標が揺らがないようにすることである。
- ・ 企業は時間を無駄にたくない、市民活動団体はとことん議論したいなど、やり方の違うメンバーが集まる分、調整が必要になる。

(4) European Commission Employment, Social Affairs and Equal Opportunities DG

団体名	European Commission Employment, Social Affairs and Equal Opportunities Directorate-General Unit 2 European Employment Strategy, CSR, Local Development
日時	2007年12月6日(木)16:30～17:00
所在地	27 Rue Joseph II, B-1049 Brussels
担当者	Ms. Susan Bird
団体概要	欧州委員会で主にCSRを管轄しているのは、社会雇用局と企業産業局である。

CSR 推進における官民の役割について

- ・ CSR は企業が自主的に取り組むものであり、法律を超えている。法律で規制をすることは、促進するのと逆方向に進みかねない。制度化しようとするとも反対の声が上がるのが常であり、法制化しないほうがよい。規制が良い意志を買えるわけではない。 Regulations do not buy a good will.
- ・ 企業の情報開示についても、一律の基準を定めるよりも企業の裁量に任せるべきである。企業に対する情報開示のプレッシャーは、政府の規制よりも、他の企業や消費者からかけられるべきである。特に、他の企業からの peer pressure や、投資家のプレッシャーが重要である。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

- ・ 円卓会議には、各界の代表者による会議と、関心が高い人の会議の 2 つを並行して実施してはどうか。関心が高い人の会議では、企業の代表であっても、企業の CSR 担当者としてはどうか。
- ・ CSR アライアンスのラボラトリーは、手上げ式で立ち上がったが、結果的には商工会議所など各界を代表するようなメンバーも多く参加している。活動が18ヵ月～2年と期間を定めていることもあってか、非常に活発に活動している。事務局である欧州委員会としては、出会う場を提供しただけでも効果につながると感じている。
- ・ 円卓会議で議論する際には、意見の幅があることを受け入れるものと、全会一致にすべきものを峻別しなくてはならない。多数決で、不満がある人が残っている状態で決定にするのは良くない。目指すのは、全員の一致のための交渉 negotiation である。

(5) ORSE (L'Observatoire sur la responsabilité sociétale des entreprises)

団体名	ORSE (L'Observatoire sur la responsabilité sociétale des entreprises)
日時	2007年12月7日(金)10:00～12:15
所在地	7 impasse Leger 75017 PARIS
担当者	Mr. Nicholas Vantreese
団体概要	2000年6月に作られた協会で、企業・保険会社・労働組合・機関投資家などが参加している。企業ガバナンス、持続的成長と財務パフォーマンスの両立、環境マネジメントなどのワーキンググループがある。
入手資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ORSE “Pratiques d'égalité professionnelle entre les homes et les femmes dans les entreprises”, Mars 2005 (A4のファイルにテーマ別のシートが入っている) ・ CSR Europe “The European Network on CSR” (正方形のブックレット) ・ ORSE Membres (A4の1枚紙) ・ Presentation of ORSE's work since its creation(2000-2007) (A4 両面の紙) ・ ORSE “Study center on CSR and SRI”, (LTR 二つ折りの紙) ・ ORSE “Agir ensemble pour la Responsabilité Sociétale des Entreprises”, Juin 2000 (A4) ・ ORSE “Practical Guide Strategic Partnerships NGO-Enterprises”, December 2006 (A4) ・ ORSE “Purchasing and Sustainable Development”, April 2007 (A4 ブックレット) ・ ORSE “Finance et développement durable Guide”, (A4用紙を10枚綴じ込み)

- ・ ORSE はフランスにおける CSR のシンクタンクであり、企業、銀行・投資機関、雇用主の団体、労働組合、NGO、学識経験者が参加している。ベストプラクティスの抽出、調査研究、推進のためのツールキットの配布作成などを行っている。ORSE の中に複数のワーキンググループがあり個別のテーマについて研究している。さまざまなステークホルダーが参加しているため、CSR の推進に対して、際立って革新的ということはないが、いろいろな立場の代表者が参加しているため信頼性が高い。例えばフランス経団連(MEDEF)が参加しており、企業を擁護する立場にあるが、その合意を得ながら進めている。

フランスでの取り組み

a) 環境グルネル懇親会

- ・ 2007年にサルコジ大統領就任後「環境グルネル懇親会」(Grenelle de l'Environnement)が設けられた。グルネルという名称は、1968年のゼネストの事態収拾のために、グルネル通りにある労働省で政府・被用者・雇用主の会議を開催したことに因んでおり、立場の異なるステークホルダーが一堂に会して交渉し合意を目指すことを目指した。ゴールの選択肢の一つとして法制化を提案するということもありえたが、合意の方法・水準を予め定めたものではない。
- ・ 2007年7月15日に開始され、10月末までの4ヵ月間が検討に充てられた。検討にあたって、6つのワーキンググループが設けられた。「気候変動と闘いエネルギー需要を管理する」WG、

「天然資源と生物多様性の保全」WG、「健康に配慮した環境づくり」WG、「持続可能な生産・消費様式への適合」WG、「環境配慮型民主主義を築く」WG、「雇用と競争力に寄与する環境配慮型開発の促進」WG である*。ワーキンググループには、政府・自治体・NGO・雇用主・被用者から 40 名が参加した。検討は第一フェーズから第三フェーズに分けられる。7 月 15 日から 9 月 25 日までが第一段階であり、ワーキンググループにおいて提案されたアクションについて検討した。9 月 28 日から 10 月 22 日までが第二段階であり、市民を巻き込んで地域やインターネット上で議論した。第三段階は 10 月 24、25 日に円卓会議(Tables rondes finales)にて決議を行った。円卓会議は 4 卓あり、「気候変動対策」「循環型経済・環境・健康」「農業・天然資源・生物多様性の保全」「環境配慮型民主主義の基盤整備」であった†。最終円卓会議は、いずれも 3 時間～3 時間半で関連する大臣とワーキンググループからの報告者が出席している。

- ・ グルネルの成果の一つが Éco Pastille であり、税制優遇/補助金によって環境にやさしい自動車を選ぶようにする仕組みである。これは、1 キロメートルあたり 160g を超える二酸化炭素を排出する自動車について、排出量に応じて最大 2600 ユーロの税を課せられる。逆に、130g を下回ると、奨励金が支払われる。100g 未満ならば 1000 ユーロ、60g 未満(電気自動車など)の場合は 5000 ユーロである‡。この検討にあたっては、自動車産業をはじめとする産業界からの代表と環境推進派との間で対立はあったが、交渉を通じて合意に至った。
- ・ 農業に関しては、2020 年までに農薬の使用を半減するため、市場全体で 12%、学校給食では 12%の有機栽培/減農薬食品を採用することを目指している。
- ・ グルネルについては、短すぎるという批判はあった。ただし取り上げられたテーマは、何年も前から議論されてきたものであり、検討のための材料もすでにあったため、必要なプロセスは交渉して合意することであった。そのプロセスの中で世論も巻き込んだのが評価されている。開催当初から、10 月末を終了地点として決定していた。
- ・ グルネルは環境・持続的発展・計画大臣(MEDAD)であるジャン・ルイ・バルロー大臣が召集した。グルネルでの検討結果を結論づけるのは、バルロー大臣ならびにサルコジ大統領に責任がある。グルネルは大統領選の公約であり、非常に強い政治的意志をもって開催され

* · un groupe « lutter contre les changements climatiques et maîtriser la demande d énergie »

· un groupe « préserver la biodiversité et les ressources naturelles »

· un groupe « instaurer un environnement respectueux de la santé »

· un groupe « adopter des modes de production et de consommation durables »

· un groupe « construire une démocratie écologique »

· un groupe « promouvoir des modes de développement écologiques favorables à l emploi et à la compétitivité »

† Lutter contre les changements climatiques

Santé et environnement, économie de fonctionnalité, économie circulaire

Préserver la biodiversité et les ressources naturelles, pratiques agricoles, (...)

Instaurer une démocratie écologique

<http://www.legrenelle-environnement.fr/grenelle-environnement/spip.php?rubrique95>

‡ <http://www.lefigaro.fr/economie/2007/12/05/04001-20071205ARTFIG00283-eco-pastille-les-nouvelles-regles-du-jeu.php>

た。これは、ロワイヤル候補が副大臣として環境担当大臣を置くと公約したのに対抗して、グルネルを開催すると約束したためである。政治家にとっても、競争相手によるプレッシャーが大きい。

- ・ 欧州の中では、ドイツは環境面の推進をしているが、自動車産業や化学関連企業が力を持っているため、思うように推進できていない部分もある。北欧諸国は、税制優遇などと結びつけながらエネルギー政策を中心に環境保全を進めている。英国はスターン報告書やチャールズ皇太子が総裁を務める Business in the Community の動きなど、意志が感じられる。
- ・ フランスでは、2001年の経済新規制法(Loi relative aux Nouvelles Régulations Economiques; NRE 法)によって、上場企業に対して ESG 要素の開示を義務付けたことが取り組みのトリガーとなったといえる。これによって、2002年から CSR 報告書が出されるようになったが、報告するには、指標・目標・戦略が必要になり、企業によっては CSR 担当部署が新設された。担当者が配置されるということは、取り組みにとって重要な要素である。また、情報開示されることによって、投資家をひきつけた。

b) フランスでの考え方

- ・ フランス語では、持続可能な開発(développement durable)の中に、環境、経済、社会という要素があり、社会の中の要素の一つがガバナンスであるといえる。持続可能であるということが社会連帯 cohésion sociale につながる。持続可能であるということは、社会の調和が取れているということである。

CSR 推進における官民の役割について

a) 社会的責任投融資(お金の流れ)

- ・ 年金準備基金(FRR:Fonds de Réserve pour les Retraites)は2001年の法律により、投資方針決定の際に CSR への配慮を求められるようになった。FRR の委託運用会社の公募にあたっては、CSR/SRI のエキスパートであることが求められた。公的年金は長期的な視点にたつため、リスクを軽減するためにも CSR に配慮して投資することは理にかなっている。6億ユーロを超える資金が動くことで、他の資金の動きにも影響するとみられる。

b) 社会的責任を促進する情報開示(情報の流れ)

- ・ 情報開示の上で重要だったのは2001年の NRE 法であり、2004年のオールドナンス 1382号は小さなことである。1996年の社会的経済主体及び青年経営者センター(CJDES)のが作成した中小企業向けの冊子は、自発的な取り組みを促進するものだったがさほど影響はなかった。

c) 社会的責任を促進する普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング(ヒトの流れ)

- ・ ORSE とフランス政府が作成した『機会平等ガイドブック』は強制力はないツールである。ORSE のイニシアチブによって作成されたが、フランス政府から資金提供された。
- ・ フランス規格協会(AFNOR)によるガイドラインはたくさんあるものの一つである。AFNOR がフランスの代表となって ISO26000 の検討を進めている。
- ・ 持続可能な開発全国会議 CNDD が戦略を策定し、環境・持続的発展・計画省 MEDAD が中

心となって推進している。世論として、取り組みが進んでいる企業は制度化に賛成している。制度化することで、悪事に手を染めているような市場のプレイヤーを締め出し、競争に勝ちたいと考えているからである。競争するフィールドのレベルを上げることで、低いレベルで戦っているプレイヤーをふるい落とすことができる。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

a) 欧州マルチステークホルダー・フォーラムについて

- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムは労働組合や NGO にとって、フラストレーションがたまるプロセスであった。これは議決の仕方が民主主義的でなかったことも理由である。
- ・ 現在、ORSE は CSR アライアンスのラボラトリーに参加している。関心があるメンバーが参加しているので円滑に進んでいる。また目指すレベルがラボラトリーによって異なり、ガイドラインを提案するところ、提言をするところ、ツールを作ろうとするところ、自発的な取り組みを目指そうとするところなどさまざまである。ORSE が参加しているラボラトリーでは、フランスの石油大手であるトタルを中心に、事例研究のための企業や NGO を招いて開催している。

b) 円卓会議への示唆

- ・ 大きな議論にすることによって、企業を巻き込み、適切な制度を作ることができる。賛成する人だけで検討をしても、成果を社会で共有できず、信頼性・実効性が低くなる。成果を最大化するためにも多様な主体が参加することが重要である。
- ・ フランスは成果の一部を法制化につなげているが、必ずしも法制化を目指す必要はない。法制化以外の方法として、監査・監督の仕組みづくりという方法もある。一堂に会することによって意識を高め、企業同士のピア・プレッシャーが強まるのも大きな推進力である。また、セクターごとのイニシアチブを尊重し、業界団体ごとに基準を作らせるように促すことも有効である。あるいは、権威のある主体から授与される称号や表彰という方法もある。
- ・ 市民活動組織の参加も重要なプレッシャーだが、国によって市民活動組織の強さは異なるだろう。しかし国内で見つからなければ諸外国に求める方法もある。フランスで活動している NGO の多くは外国に本部を持つ団体のフランス支部であり、Amis de la Terre(Friends of the Earth)はその例である。また NGO が難しければ、国連環境計画金融イニシアチブなど国連機関、持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)なども意見することができるのではないか。

(ヒアリングメモ作成にあたって確認のために使用した参考文献)

(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 『NEDO 海外レポート』 No.1011、2007 年 11 月 14 日号、pp75-78

(独) 労働政策研究・研修機構 『諸外国において任意規範等が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に与える影響の実態に関する調査研究』、2007 年 9 月 27 日

(6) Euro-sif

団体名	Euro-sif
日時	2007年12月7日(金)18:00～19:00
所在地	11 avenue de l'Opéra 75001 Paris
担当者	Marion de Marcillac
団体概要	年金基金・金融サービス会社・有識者や NGO などが参加する非営利団体で、市場経済を通じて持続可能性を追求することをミッションとしている。6000 億円の資産を代表している。

欧州での取り組み

- ・ 欧州では、フランスのほか、英国、ベルギー、北欧諸国などで年金が ESG に配慮した運用をされている。ノルウェーやスウェーデンのように運用での配慮点が明示されているものももちろんだが、英国のように義務化されているのが「投資方針を開示する」ことであっても、ESG 要因に配慮しないという選択肢はほぼないと言える。長期的視点で運用するのであれば、ESG 要因に配慮するのは当然のことと言える。このような流れは、ファンドマネジャーの専門性を高めることにもつながっている。
- ・ Eurosif が中心になって取りまとめた SRI の取り扱いの透明性向上 Transparency ガイドラインについては、45 の投資機関の 150 のファンドに採用されており、これは欧州の SRI の半数にあたる。これは第三者が透明性を満たしたという認証を与えるといったものではなく、自己点検用のチェックリストである。
- ・ SRI であるというラベルを与えるのは難しい。ESG スクリーニングをしていることを目安にして SRI 市場についての統計を作成しているものの、例えば、水やクリーン・エネルギーなどのテーマ型ファンドを SRI に含めるか含めないかというも議論になる。
- ・ フランスは上場企業に ESG 要素の報告を義務付けている。これはアナリストやファンドマネジャーにとっては非常に有益である。欧州全体としては開示の基準が曖昧であり統一されていない。ESG 要素を財務情報に組み込む形で報告するのが良いのか、別立てにするのが良いのかも意見が分かれる。セクターによっても異なるだろう。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

- ・ 円卓会議は、異なる立場のステークホルダーが一堂に会するというだけでも意味がある。
- ・ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムでは欧州委員会は強いファシリテーターとしては機能せず、一步下がっているような位置にいた。逆にフランスではグルネルが一定の成果を上げたが、これはサルコジ大統領がひっぱったことが重要な要因である。モデレーターは政府であっても、第三者であってもよいが、必要に応じてプレッシャーを与えたり、なだめたりする機能が求められる。

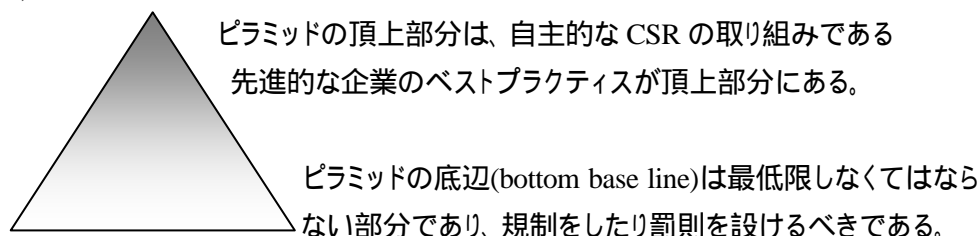
(7) CORE Coalition

団体名	CORE(Corporate Responsibility) Coalition
日時	2007年1月23日(水) 18:00～18:50(日本時間)
所在地	26/28 Underwood Street London N1 7JQ
担当者	Ms. Hannah Ellis, CORE Co-ordinator
団体概要	英国 WWF、アムネスティ・インターナショナル、アクション・エイド、フレンズ・オブ・ジ・アースを始めとした130の市民活動団体、労働組合、ユニティ・トラスト銀行、大学、政府関係者などが参加する組織。企業が説明責任を果たすことを企業の自主性に任せるとする方法には限界があるため、英国政府に働きかけて法制化を求めている。

電話にてヒアリング

CSR 推進における官民の役割について〔自主的取り組みの限界と制度化の必要性〕

- ・ CORE では 2000 年に設立された団体で、さまざまなテーマの市民活動団体が参加している。CORE の現状認識として、グローバル化の流れの中で、企業は工場などの拠点をより規制のゆるい国に配置して、環境・社会への配慮を怠ってきたと考えている。またこれらの拠点を企業内に置かず、子会社や関係会社にすることによって、責任の所在を曖昧にしている。このような批判に対して、企業あるいは業界団体などの企業の連合体は、自主的な行動基準を掲げることで対応しようとした。これはある程度の成果を挙げた。例えばダイヤモンドが紛争の資金源になっているという批判に対し、2002 年に業界の自主基準として「キンバリー・プロセス証明制度」を設け紛争地ダイヤモンド取引が減少した。
- ・ 企業による自主的な取り組みは一定の成果を上げたが、NPO や市民活動団体側は、自主的な行動基準の数が増え、複雑になりすぎていると感じている。また取り組まない企業もいる。これに対し、「企業側は自主的な取り組みであるべきと主張し、市民活動団体が制度化を求め」という構図が長らくあったが、5年ぐらい前にここから脱出したと感じている。企業の自主的な取り組みは一定の成果はあったが限界もあったことを認める風潮にある。また市民活動団体側は制度化にこだわりすぎた(too much focus)と考えられる。その歩み寄りあるいはブレークスルーとしてピラミッドのモデルが共有されている。アプローチの幅を広げる(range of approaches)が重要である。



- ・ CORE Coalition の取り組みは、上記のピラミッドの底辺部分に注目している*。具体的には、企業の不祥事(あるいは社会的責任の側面から見て改善の余地がある点)のケーススタディをしながら、制度面での改善課題を提案している。(報告書“Corporate Abuse 2007”[†]参照)
- ・ 2006年の会社法改正の際に、企業が反対したという見方に対してだが、COREでは、賛成した企業の方が多数だったように感じている。ただし賛成の声は目立ちにくく、反対の声のほうが目立つためにそう見えたのだろう。特にすでに情報開示等 CSR に取り組んでいる企業の多くは賛成したはずである。
- ・ 企業が社会的責任に配慮した取り組みをすることが企業にとっても社会にとってもメリットを最大化する(profitable and ethical)ということについて、政府・学識者・NPO がもっと研究し、裏付ける研究成果を発表していくべきである。環境に配慮し、倫理的で、かつ利益を上げるといふ事実を提示するとともに、その道筋(path)を物語として伝える(storytelling)することが効果的である。その際に、セクターによる違いには配慮しなくてはならない。例えば、ブランド価値の高い企業では、CSR に取り組むことの意味が強い。マイナスのイメージを抱かれると売上・利益も低下する。逆に、石油や鉱業などブランドとあまり関係のない企業であれば、たとえ非倫理的行動をとって、市民活動団体が非難したとしても、売上・利益への影響は小さい。

欧州での取り組み

- ・ ノルウェー、オランダ、南アフリカ、インドなどの取り組みに関心を持って見守っている。特にノルウェーでは、政策会議委員会(Policy conference committee)という会合があり、企業、政府横断的な担当者、市民活動団体、学識者などが継続的に対話をしていると聞いている。

円卓会議の評価と日本の今後の取り組みへの示唆

- ・ EU マルチステークホルダー・フォーラムには、CORE も参加している連合体 European Coalition for Corporate Justice が参加していたが、結論に対して同意できなかったためボイコットしたと聞いている。ただ、まずは異なるステークホルダーを席につかせる(bring stakeholders come to a table) ことが第一歩である。そして CSR の取り組みについて最大のイニシアチブを握っているのは企業自身であり、企業がその気にならないと動かない。

以上

* 回答者は、底辺部分に注目していると発言していたが、CORE のレポートを見ると底辺とは言い切れない。例えば「英国のスーパーマーケットが仕入れしている農場の労働者は雇用が不安定である。これを改善するために以下の法改正をすべきだ/以下の規制が有効だ」といった提案も見られる。

[†] CORE Coalition のレポート “Corporate Abuse in 2007: A discussion paper on what changes in the law need to happen” (Jennifer A. Zerk 執筆、2007年11月)。